

平成29年度

工事監査結果報告書

(仮称) 拝島駅前備蓄倉庫新築工事

昭島市監査委員

平成29年度工事監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による監査

第2 監査の対象

（仮称）栢島駅前備蓄倉庫新築工事

第3 監査の対象部課

契約関係 : 総務部契約管財課
工事関係 : 都市整備部建築課
工事主管課 : 総務部防災課

第4 監査の期間

平成29年10月30日から平成30年3月30日まで

第5 本監査の日程等

- 1 実地監査日 平成30年1月18日
- 2 監査の場所 書類監査 監査事務局
現地監査 工事施工場所

第6 工事の概要

- 1 工事場所 昭島市松原町五丁目2969番地9ほか2筆
- 2 工事内容
備蓄倉庫新築事業 敷地面積 112.98 m²
(1) 建築工事 鉄筋コンクリート造 地上2階建
建築面積 60.50 m² 延床面積 121.00 m²
防火水槽 40 m³
(2) 電気設備工事 一式
(3) 機械設備工事 一式
(4) 外構工事 一式
- 3 請負業者
(1) 設計・工事監理 杉田一級建築士事務所
(2) 地質調査委託 株式会社建設技術コンサルタント八王子営業所

- (3) 工事 株式会社カトービルドシステム
- 4 請負金額 建築工事 53,557,200 円 (税込み)
 - 5 工期 平成 29 年 8 月 3 日～平成 30 年 3 月 15 日
 - 6 進捗率 61% (平成 29 年 12 月末現在)

第 7 監査の実施手続

工事監査にあたっては、昭島市監査基準第 4 条第 1 号による昭島市工事監査実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施した。

監査の手続きは、計画、設計、積算、施工等の各段階において、関係法令等に準拠しているか、工事が適切かつ効率的、経済的に行われているかどうかを主眼におき、所管部課から関係書類の提出を求め、実施要領第 8 条から第 11 条に基づき、通常実施すべき監査手続により実施した。

なお、工事監査は、技術的な観点を主眼としているために一般社団法人東京技術士会に技術調査を委託し、技術支援調査結果の報告書をもとに監査委員会議で工事監査結果に関する報告を決定した。

第 8 監査の結果

監査の対象工事については、計画、設計、積算、契約及び施工等各段階を追って技術的事項等の監査を行ったが、工事関係書類は十分に整理できており、いずれも概ね適正に行われていると認められた。

なお、技術士から以下のとおり提言がなされているので、主管課において検討されたい。

1 一人親方について

一人親方の社会保険未加入問題が大きな話題となっていることにより、未加入者には加入を促すよう指導されることを提言事項とする。

2 安全関係の書類の整備について

施工体系図に記載されている下請け業者の工事請負契約書等が別ファイルに綴じられていたので、ファイルを定期的に整理し、不備があった場合は差し替えて、最新の状態に維持していくことを提言事項とする。